

答えと解説

契約クイズ

クイズ
1

「契約」はどっち？

- A お店でTシャツを買った。
- B 友達と映画館の前で待ち合わせをした。

契約とは、法律上守らなければならない約束のことです。お店でTシャツを買うのは、売買契約という契約です。友達との待ち合わせは、通常の約束です。

クイズ
2

契約が成立するのはどんな場合？

- A 契約は口約束だけでも成立する場合がある。
- B 契約書等に印鑑を押さなければ、契約したとは言えない。

契約は、基本的にお互いが合意すれば、言葉だけでも成立します。普段の買い物、電車やバスの利用など、契約書や印鑑がなくても、私たちは日々いろいろな契約をして生活しています。

クイズ
3

宅配ピザ店に電話をしてピザを注文した。契約が成立するのはいつの時点？

- A お店が注文の承諾をした時
- B ピザを受け取って代金を払った時

契約は、「売ります」「買います」という意思が合致した時に成立します。宅配ピザを注文する場合は、注文内容を伝えて相手が承諾した時です。

クイズ
4

友人へのプレゼントをお店で買ったが、友人がもっと気に入りそうなものが別のお店で見つかったので、返品したい。

- A 返品できる
- B 返品できない

一度契約すると、自分の都合で一方向的にやめる(この場合は返品する)ことはできません。契約をやめるためには、相手方との合意が必要になります。

クイズ
5

1ヶ月前に買ったパソコンの電源が突然入らなくなった。
新しいものに交換してほしい。

- A 修理になる。
- B 新品との交換になる。

通常に使用できていた商品に不具合が発生した時は、まずは修理になります。ただし、修理をしても通常の使用ができないような場合は、完全な商品との交換を求めることができます。購入時に受け取る商品の保証書は、きちんと保管しておきましょう。

クイズ
6

「完全無料」と表示されたゲームサイトに登録したら、
業者の連絡先や3万円を請求する画面が出た。

- A 契約した覚えがないので、
支払いも連絡もしない。
- B 延滞料かかると困るので、
連絡をする。

登録時に有料であることの確認ができなければ、契約は無効と考えられます。相手にせず、退会の連絡などもしないでください。連絡したり代金を支払ったりすると、次から次へと請求されてしまいます。

クイズ
7

法律上の「クーリング・オフ」ってどんなこと？

- A 訪問販売や電話勧誘販売などで結んだ契約をやめたい時に使える制度。
- B 自分でお店に行って選んだ商品などを返したい時に使える返品制度。

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など、法律で定める一定の条件に適合すれば、消費者と事業者の間で結んだ契約を一方的にやめること（解除）ができる制度です。例えば、消費者が自宅や路上などで突然勧誘されて、じっくり考えることもできず契約した場合などです。

クイズ
8

通信販売で買ったセーター。何だかイメージが違うので、返品したい。

- A クーリング・オフ（無条件で契約解除）ができる。
- B 業者が表示する返品のルールに従う。
返品の表示が何もない場合は、送料を負担すれば返品できる。

通信販売には、クーリング・オフがありません。返品不可と書かれている場合は、イメージ違いなどの理由では返品できません。返品ができるかどうかの条件の表示がない場合は、商品を受け取った日から8日間以内であれば、送料自己負担の上、返品ができます。

クイズ
9

18歳未満の未成年者が交わした契約は、どんな場合でも取り消せる。

- A 未成年なので、どんな場合でも取り消せる。
- B 未成年者でも契約を取り消せない場合がある。

未成年者が法定代理人（両親、親権者など）の同意を得ないで行った契約は、原則として取り消すことができます。ただし、おこづかいの範囲の契約、未成年者が詐術（相手を誤解させるために詐欺的手段を取ることを用いた場合などは、取り消しができません。

買い物やお金を使うサービスで困ったことがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください。

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）



杉並区立 消費者センター



解説は web に掲載しています → 杉並区立消費者センター 契約クイズ

クイズの解答 1-A 2-A 3-A 4-B 5-A 6-A 7-A 8-B 9-B